

保護者 各位

当校PTAでは、PTA活動や生徒の日常生活に伴うさまざまな危険を包括的に補償する保険として、PTA賠償責任保険の加入をしております。

☆《補償内容》

特別約款		補償項目	支払限度額	
管理者賠償責任	PTA活動遂行に伴う賠償	身体に対する補償	1名	5,000万円(免責1千円)
			1事故	5億円(免責1千円)
	財物に対する補償	1事故	5,000万円(免責1千円)	
	保管物賠償	財物に対する補償	1事故	500万円(免責5千円)
生徒賠償責任		身体・財物に対する補償	1事故	1億円(免責5千円)

《PTA賠償責任保険》

PTA管理下中における偶然な事故によりPTA自体が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害、およびPTAの管理下中、管理下外を問わず、PTAの生徒の行為に起因して、第三者に法律上の損害賠償を負担することによって被る損害を補償します。

* PTA活動遂行に起因して貴会が賠償責任を負担された場合の補償

⇒ PTA管理者賠償責任補償

* 生徒のPTAの管理下中、管理下外を問わず、PTAの生徒の行為に起因して、第三者に法律上の損害賠償を負担することによって被る損害を補償します。

⇒ 児童・生徒賠償責任補償

(具体的な事故例)

- PTA主催の講演会で、誘導ミスにより群衆が将棋倒しとなり、多数の犠牲者がでた。
- 生徒が自転車で通学中、不注意により歩行中の幼稚園児に衝突し大ケガをさせた。
- 放課後、生徒同士でふざけあっていた際、窓ガラスを破損させた。

※(ご注意)こどもの起こした事故の全てが対象となるわけではありません。

親に監督責任の問題があるなど法律上の損害賠償責任を負担すべき場合のみ対象となります。

他

(保険金をお支払いできない主な場合)

- 地震・噴火・津波による損害事故
- 自動車、車両(原動力がもっぱら人力である場合を除く。)の所有・使用・管理に起因する賠償事故
- 提供した飲食物に起因する食中毒の賠償事故
- 同スポーツ中の賠償事故
- 被保険者の心神喪失による賠償事故
- 被保険者と生計をともにする別居の親族に対する賠償事故

他

ご注意：賠償額や示談額については、事前に保険会社と相談の上、被害者とお話するようにして下さい。

保険会社と相談せずに賠償金などをお支払いされた場合は、その一部あるいは全部について保険金を支払われない場合がありますのでご注意下さい。

事故が発生した場合は、

あいおいニッセイ同和損保、事故専用受付フリーダイヤル

あんしん24受付センターへ、

0120-985-024